

【都市計画道路（見直し対象路線）】

- ①3・4・16多度駅前線 当初決定 昭和45年12月25日 L=約170m W=約16.0m 2車線
- ②3・5・51柚井小山線 当初決定 昭和45年12月21日 L=約1,600m W=約12.0m 2車線
- ③3・5・52多度中央線 当初決定 昭和45年12月21日 L=約880m W=約12.0m 2車線

【背景】

上記3路線は、大垣桑名線の着工に伴い、都市交通の円滑化及び土地利用等を勘案して昭和45年に都市計画決定され、昭和53年及び昭和55年に土地利用計画等との整合を図るための一部線形変更を経て、現在に至っている。

【見直し理由】

建築制限（都市計画法第53条）を長期にわたって強いているが、未着手であること、また、指定当時と現在では社会情勢やまちの将来像が変化していることから、都市計画道路に求められる機能・役割及び必要性の検証を行った。

【見直し結果】

「現道又は周辺の既存道路にて役割を代替できる」と判断したため、効率的・重点的な道路整備と既存ストックの活用の観点から、上記の3路線に係る都市計画道路の指定を廃止し、廃止区間に係る建築制限（都市計画法第53条）を解除します。

都市計画道路（多度地区）の変更案

